

# 定年延長に係る条例改正等提出議案すべて可決 職員の定年年齢を引上げ

12月定例会

令和4年第9回清水町議会定例会は、12月6日から15日までの10日間の会期で開催されました。初日は、行政報告1件、請願1件、委員会調査の報告、所管事務調査の報告を行いました。2日目は、一般質問が行われ、6人が町政について質問しました。最終日の3日目は、条例改正9件、条例の廃止1件、一般会計ほか4会計の補正予算があり、審議を行った結果、すべて原案のとおり可決しました。

## 定年年齢の引上げについて

地方公務員法の改正により、地方公務員の定年年齢が引き上げられたことから、関係する9件の条例について改正及び廃止することを決定しました。  
(詳細は6・7ページ)



## 条例の改正・廃止後、なにがどうなるの？

事業年度 誕生年度	現行法		新地方公務員法施行（令和5年4月1日）									
	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14
	定年年齢→		61歳		62歳		63歳		64歳		65歳	
S36	60歳 退職	61歳 旧法再任用	62歳	63歳	64歳	65歳	暫定再任用					
S37	59歳	60歳 退職	61歳	62歳	63歳	64歳	65歳	暫定再任用				
S38	58歳	59歳	60歳	61歳 退職	62歳	63歳	64歳	65歳	暫定再任用			
S39	57歳	58歳	59歳	60歳	61歳	62歳 退職	63歳	64歳	65歳	暫定再任用		
S40	56歳	57歳	58歳	59歳	60歳	61歳	62歳	63歳 退職	64歳	65歳	暫定再任用	
S41	55歳	56歳	57歳	58歳	59歳	60歳	61歳	62歳	63歳	64歳 退職	65歳 暫定再任用	
S42	54歳	55歳	56歳	57歳	58歳	59歳	60歳	61歳	62歳	63歳	64歳	65歳 退職

- 定年退職となる年齢が「60歳」から「65歳」に、2年に1歳ずつ段階的に引き上げられ、令和13年4月に65歳となります。そのため、年度によっては定年退職者なしの年度が発生します。（上記表のとおり）
- 60歳に達した職員は管理監督職員外の職に降任します。  
また、当該降任以後、新たに管理監督職につくことは出来ません。
- 60歳に達した日後の最初の4月1日以後、給料月額の7割水準への引き下げが行われます。
- 多様な働き方のニーズに対応するため、60歳に達した日以後に退職した職員を、短時間勤務の職で任用することが出来る「定年前再任用短時間勤務制」が導入されます。
- 60歳以降に適用される制度が大きく変わるため、引き続き常勤職での勤務を希望するか、退職したうえで定年前再任用短時間勤務を希望するか、退職するかを選択し、その意思を表明出来ます。
- 定年年齢が65歳まで引き上げられることにより、年金受給年齢と雇用の連結を図った再任用制度は廃止されます。  
一方、定年年齢は令和5年度から令和13年度にかけて、2年度ごとに1歳ずつ引き上げられることから、この間、65歳までの雇用を確保する主旨で、暫定再任用制度が設けられることとなります。暫定再任用制度と現行の再任用制度は基本的に同一です。



# 可決した主な議案



可決された15件のうち、町議会が注目した内容をご紹介します。

## 一般会計の補正予算を可決しました

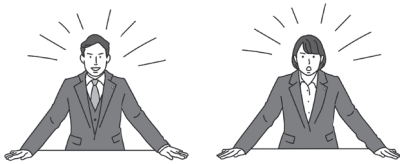
燃料費や電気料の値上がりにより、各施設の燃料費及び電気料の補正を行いました。

そのほか、地方バス路線維持費補助金、いきいきふるさとづくり基金積立金、産地生産基盤パワーアップ事業補助金、地域活性化商品券事業補助金などの補正がありました。

## 公衆浴場入浴料金の値上げ

北海道が統制額を改正し、令和4年10月から施行したことにより、本町でも統制額に合わせた入浴料金として令和5年4月より改定を行い、30円の値上げを行う提案があり、議員9名が賛成、3名が反対し、可決しました。

### 討論



### 議案第111号について討論がありました

・清水町営公衆浴場条例の一部を改正する条例の制定について

討論とは、議会の会議において、表決の前に議題となっている案件に対し、賛成か反対かの自己の意見を表明することを言います。

その討論の内容も踏まえて、採決に進みます。



川上 均 議員

物価高騰の折、町民生活に与える影響は大きいと考える。条例案として料金の改定が出されているが、私は据え置きまたは引き下げるべきだと考えている。原案に対して反対する。

反対



奥秋 康子 議員

近年の燃料・電気代の相次ぐ値上げにより、コストもさらに上がることが懸念されている。現在も71%の持ち出しになっている中で、これは行政に課せられた今日的な課題であると考えます。原案に対して賛成する。

賛成



中河 つる子 議員

現在の、新型コロナウイルス等の影響による不景気の中で、町営公衆浴場の入浴料金を値上げすることには反対する。町民、利用者は値上げしないことを望んでいると考える。

反対



加来 良明 議員

税の公平性、利用料の受益者負担という観点から考えると、それなりの負担を町民に求めて行くことは必要だと思う。現状の経済状況に対応するのであれば、非課税世帯等への減免などに取り組んで行けばいいと考える。原案に対して賛成する。

賛成

議員の賛否

議長は採決に加わりません ○：賛成 ×：反対

議案	深沼	川上	山下	中河	鈴木	佐藤	西山	口田	中島	奥秋	加来	高橋	議決結果
清水町営公衆浴場条例の一部を改正する条例の制定について (12/15)	○	×	○	×	○	×	○	○	○	○	○	○	原案可決